

課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル（第１版）に指定された活動場所について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2020年7月10日）

「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル（第１版）」にはいくつかの課外活動施設が指定されています。学内での活動場所（特に屋内）が限られている現在、これらの活動場所について特定の団体が優遇され、それ以外の団体が冷遇されるようなことがあってはなりません。

当然、それらすべての活動場所は文化系団体を含むすべての全学公認団体に使用が認められ、申請が競合した場合には公平な抽選あるいは先着順で使用団体が決定されることをご確認願います。

【回答】（回答日：2020年7月14日）

（回答者：教育推進・学生支援部厚生課）

現在開放している施設については、その施設の遵守事項を守っていただく必要もありますので、一律に使用を認められるものではありません。